

平成 31（2019）年度栃木県障害者スポーツ教室（市町出前講座）事業実施要項

特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会

平成 31（2019）年 1 月 6 日

1 目的

障害者の健康・体力の維持増進を図るとともに、社会参加促進の一環として身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを目的とし、開催を希望する各市町を対象として「障害者スポーツ教室」を実施する。

2 主催

特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会
開催地市町障害福祉主管課、開催市町社会福祉協議会

3 主管

開催地市町障害福祉主管課、開催市町社会福祉協議会

4 参加対象者

原則として、開催市町在住の障害者及びその介助者

5 経費

- (1) 当協会は、教室の指導講師に係る謝金及び交通費、並びに参加者を対象とした傷害保険加入に係る経費を負担する。
- (2) 開催市町は、上記以外の必要な経費について負担する。

6 開催市町と当協会の役割分担の概要

(1) 当協会の任務

- ① 講師の派遣と教室活動の運営
- ② スポーツ用具の準備

(2) 市町の任務

- ① 会場の確保（体育館等の運動施設を確保願います。）
- ② 参加者の確保
- ③ 教室活動への協力（机・椅子・得点表示等の必要な体育館物品の借用等）
- ④ 開・閉講式の運営

7 開催市町決定の手順

前年度、開催希望調査を実施し、必要な調整の後、結果を当該市町に対して通知する。
なお、本事業は、宇都宮市・足利市については両市の自主事業の充実度を考慮しその対象としない。

8 その他留意事項等

- (1) 教室の実施時間は約 2 時間（午前 9：30 以降）とする。
- (2) 会場が確定できない場合は、予定会場を記載し、決定後当協会宛て報告する。
- (3) 各教室において、種目数は原則 1～3 種目とする。
- (4) 本事業の目的を達成するため、旧市町単位の事業実施も可とする。
- (5) 当該市町の一部の障害者団体が主管する場合にあっても、当該団体の構成員以外にも参加を求めるなど、対象者の幅を広げられるよう配慮する。
- (6) 開催時期については、教室を安全に実施する観点から、原則として猛暑・酷寒の時期（8・9・12・1・2 月）は避けること。
※別添資料は、平成 31（2019）年度自主事業及び県委託事業の年間予定表であるが、原則として、既に記入のある日の申込みは不可とする。
- (7) 平成 31（2019）年度開催予定数・・・17 市町程度
なお、調査の結果、予定数を上回った場合は、過去の未開催市町、参加対象をより広くして実施を予定する市町等を優先する。以上の他、開催に必要な事項は、当協会と開催市町において協議する。
- (8) 教室の実施に当たっては、独自の実施要項を定めることが望ましい。